

新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">高知県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第13条（略）</p> <p>（県内発注）</p> <p>第14条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</p> <p>（情報の開示）</p> <p>第15条（略）</p> <p>（委任）</p> <p>第16条（略）</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成22年4月12日から施行し、同月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成23年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成24年5月25日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成25年1月4日から施行し、平成24年11月13日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成25年1月22日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成25年6月7日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成26年3月20日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成26年4月25日から施行し、同月1日から適用する。</p> | <p style="text-align: center;">高知県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第13条（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（情報の開示）</p> <p>第14条（略）</p> <p>（委任）</p> <p>第15条（略）</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成22年4月12日から施行し、同月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成23年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成24年5月25日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成25年1月4日から施行し、平成24年11月13日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成25年1月22日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成25年6月7日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成26年3月20日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成26年4月25日から施行し、同月1日から適用する。</p> |

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行し、同月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月26日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月18日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月17日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月28日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年5月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行し、同月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月26日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月18日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月17日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月28日から施行し、同月1日から適用する。

別表第1 (第3条、第7条関係)

| 区分               | 事業種類                 | 事業内容   | 補助率  | 重要な変更               |
|------------------|----------------------|--|--|---------------------|
| 鳥獣被害防止総合対策事業費補助金 |                      |  |  |                     |
| 鳥獣被害防止総合対策推進事業   | 1 被害緊急対応型<br>2 広域連携型 | <p>事業費（国交付金事業）<br/>交付等要綱第4の2の(1)に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(1) 被害防止活動推進<br/>① 推進体制の整備<br/>② 有害捕獲<br/>③ 被害防除<br/>④ 生息環境管理<br/>⑤ 広域柵の再編整備計画策定支援<br/>⑥ サル複合対策<br/>⑦ 鳥類複合対策<br/>⑧ 他地域人材活用<br/>⑨ ICT等新技術の活用<br/>⑩ GISを活用した被害対策等の可視化定着支援<br/>⑪ 集落点検の促進<br/>⑫ 専門的人材育成・確保</p> <p>(2) 実施隊特定活動<br/>① 大規模緩衝帯整備<br/>② 誘導捕獲柵わな導入</p> <p>(3) ICT等新技術実証(情報通信技術等を用いた捕獲技術等)</p> <p>(4) 農業者団体等民間団体被害防止活動</p> <p>(5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組<br/>① 販売拡大支援<br/>② 搬入促進支援<br/>③ <u>処理加工施設の人材育成</u><br/>④ <u>ICTの活用による情報管理の効率化</u><br/>⑤ <u>放射性物質影響地域のジビエ活用推進</u></p> <p>(6) 鳥獣被害対策実施隊体制強化<br/>① 実施隊員の人材育成<br/>② 新規猟銃取得支援</p> <p>(7) 捕獲サポート体制の構築<br/><u>(削る。)</u><br/><u>(削る。)</u></p> <p>(8) 簡易的な集合理設設備の設置等支援</p> | <p>定額、2分の1以内<br/>(1) 1被害緊急対応型にあっては、(1)被害防止活動推進に要する経費の2分の1以内とするが、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)が行う事業内容欄の1の(1)の①から⑫までの取組に要する経費については、1市町村当たりの限度額として鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知、以下「実施要領」という。)の(別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(1)に掲げるとおり定額補助とすることができるものとする。</p> <p>(2) 2広域連携型にあっては、(1)被害防止活動推進に要する経費の2分の1以内とするが、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の①から⑫までの取組に要する経費については、1市町村当たり実施要領(別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(2)に掲げる額以内を限度額として定額補助とすることができるものとする。</p> <p>(3) 2広域連携型にあっては、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の⑤から⑫までの取組に要する経費については、実施要領(別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(3)に掲げる額以内を加算することができるものとする。</p> <p>(4) 過年度に鳥獣被害防止総合対策事業の補助を受けたことのない事業実施主体においては、(1)又は(2)に代えて、事業内容欄の1の(1)の①から⑫までの取組に要する経費について、1市町村当たり実施要領(別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(3)に掲げる額以内を限度額として定額補助とすることができるものとする。</p> <p>(5) 事業内容欄の1の(1)、(2)及び(5)の②における上限単価は、別表第2に定めるとおりとする。なお、地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上限単価を超えて助成する必要があると知事が認める場合にあっては、整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成することができるものとする。</p> <p>(6) 事業内容欄の1の(3)における限度額は、被害緊急対応型にあっては、I</p> | <p>区分の新設、中止又は廃止</p> |

別表第1 (第3条、第7条関係)

| 区分               | 事業種類                 | 事業内容   | 補助率   | 重要な変更               |
|------------------|----------------------|--|---|---------------------|
| 鳥獣被害防止総合対策事業費補助金 |                      |  |   |                     |
| 鳥獣被害防止総合対策推進事業   | 1 被害緊急対応型<br>2 広域連携型 | <p>事業費（国交付金事業）<br/>交付等要綱第4の2の(1)に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(1) 被害防止活動推進<br/>① ① 推進体制の整備<br/>② 有害捕獲<br/>③ 被害防除<br/>④ 生息環境管理<br/>⑤ 広域柵の再編整備計画策定支援<br/>⑥ サル複合対策<br/>⑦ 鳥類複合対策<br/>⑧ 他地域人材活用<br/>⑨ ICT等新技術の活用<br/>⑩ GISを活用した被害対策等の可視化定着支援<br/>⑪ 集落点検の促進<br/>⑫ 専門的人材育成・確保</p> <p>(2) 実施隊特定活動<br/>① 大規模緩衝帯整備<br/>② 誘導捕獲柵わな導入</p> <p>(3) ICT等新技術実証(情報通信技術等を用いた捕獲技術等)</p> <p>(4) 農業者団体等民間団体被害防止活動</p> <p>(5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組<br/>① 販売拡大支援<br/>② 搬入促進支援<br/><u>(新設)</u><br/><u>(新設)</u><br/><u>(新設)</u></p> <p>(6) 鳥獣被害対策実施隊体制強化<br/>① 実施隊員の人材育成<br/>② 新規猟銃取得支援</p> <p>(7) 捕獲サポート体制の構築<br/><u>(8) 処理加工施設の人材育成</u><br/><u>(9) ICTの活用による情報管理の効率化</u><br/><u>(10) 簡易的な集合理設設備の設置等支援</u></p> | <p>定額、2分の1以内<br/>(1) 1被害緊急対応型にあっては、(1)被害防止活動推進に要する経費の2分の1以内とするが、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)が行う事業内容欄の1の(1)の①から⑫までの取組に要する経費については、1市町村当たりの限度額として鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知、以下「実施要領」という。)の(別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(1)に掲げるとおり定額補助とすることができるものとする。</p> <p>(2) 2広域連携型にあっては、(1)被害防止活動推進に要する経費の2分の1以内とするが、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の①から⑫までの取組に要する経費については、1市町村当たり実施要領(別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(2)に掲げる額以内を限度額として定額補助とすることができるものとする。</p> <p>(3) 2広域連携型にあっては、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の⑤から⑫までの取組に要する経費については、実施要領(別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(3)に掲げる額以内を加算することができるものとする。</p> <p>(4) 過年度に鳥獣被害防止総合対策事業の補助を受けたことのない事業実施主体においては、(1)又は(2)に代えて、事業内容欄の1の(1)の①から⑫までの取組に要する経費について、1市町村当たり実施要領(別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(3)に掲げる額以内を限度額として定額補助とすることができるものとする。</p> <p>(5) 事業内容欄の1の(1)、(2)及び(5)の②における上限単価は、別表第2に定めるとおりとする。なお、地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上限単価を超えて助成する必要があると知事が認める場合にあっては、整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成することができるものとする。</p> <p>(6) 事業内容欄の1の(3)における限度額は、被害緊急対応型にあっては、ICT等新技術の実証に要する経費の2</p> | <p>区分の新設、中止又は廃止</p> |

C T等新技術の実証に要する経費の2分の1以内とするが、1市町村当たり100万円以内を限度額として定額補助できるものとし、広域連携型にあっては、I C T等新技術の実証に要する経費の2分の1以内とするが、1市町村当たり110万円以内を限度額として定額補助できるものとする。

(7) 事業内容欄の1の(4)における限度額は、被害防止活動に要する経費の2分の1以内とするが、1市町村当たり200万円以内を限度額として定額補助できるものとする。ただし、同一市町村内の複数の事業実施主体がそれぞれ異なる対象鳥獣に対する被害防止活動を実施する場合には、1団体当たり200万円以内を限度額として定額補助できるものとする。

(8) 事業内容欄の1の(5)の①については、1市町村当たり300万円以内を限度額として定額補助できるものとする。~~(削る。)~~

(9) 事業内容欄の1の(5)の②については、1市町村当たりの限度額として実施要領(別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄に掲げるとおり補助することができるものとする。

~~(10) 事業内容欄の1の(5)の③については、1施設当たり192万円以内(1月の上限16万円)を限度額として定額補助できるものとする。~~

~~(11) 事業内容欄の1の(5)の④については、1市町村当たり350万円以内を限度額として定額補助できるものとする。~~

~~(12) 事業内容欄の1の(5)の⑤については、1市町村当たり150万円以内を限度額として定額補助できるものとする。~~

~~(13) 事業内容欄の1の(6)の①については、1市町村当たり200万円以内(1月の上限20万円)を限度額として定額補助できるものとする。~~

~~(14) 事業内容欄の1の(6)の②については、交付率は2分の1以内、且つ1市町村当たり50万円以内を限度額として補助できるものとし、上限単価は、別表第2に定めるとおりとする。~~

~~(15) 事業内容欄の1の(7)については、1市町村当たりの限度額として実施要領(別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄に掲げるとおり定額補助とすることができるものとする。~~

~~(16) 事業内容欄の1の(8)(削る。)の限度額(削る。)は、実施要領(別記1)の第3の2に示す別表1の2の交付率欄に掲げるとおり定額補助とすることができるものとする。~~

分の1以内とするが、1市町村当たり100万円以内を限度額として定額補助できるものとし、広域連携型にあっては、I C T等新技術の実証に要する経費の2分の1以内とするが、1市町村当たり110万円以内を限度額として定額補助できるものとする。

(7) 事業内容欄の1の(4)における限度額は、被害防止活動に要する経費の2分の1以内とするが、1市町村当たり200万円以内を限度額として定額補助できるものとする。ただし、同一市町村内の複数の事業実施主体がそれぞれ異なる対象鳥獣に対する被害防止活動を実施する場合には、1団体当たり200万円以内を限度額として定額補助できるものとする。

(8) 事業内容欄の1の(5)の①については、1市町村当たり300万円以内を限度額として定額補助できるものとする。~~ただし、衛生管理認証の新規取得に関する経費は1施設当たり35万円以内を限度額として定額補助できるものとする。~~

(9) 事業内容欄の1の(5)の②については、1市町村当たりの限度額として実施要領(別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄に掲げるとおり補助することができるものとする。

~~(新設)~~

~~(新設)~~

~~(新設)~~

~~(10) 事業内容欄の1の(6)の①については、1市町村当たり200万円以内(1月の上限20万円)を限度額として定額補助できるものとする。~~

~~(11) 事業内容欄の1の(6)の②については、交付率は2分の1以内、且つ1市町村当たり50万円以内を限度額として補助できるものとし、上限単価は、別表第2に定めるとおりとする。~~

~~(12) 事業内容欄の1の(7)については、1市町村当たりの限度額として実施要領(別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄に掲げるとおり定額補助とすることができるものとする。~~

~~(13) 事業内容欄の1の(8)については、1施設当たり192万円以内(1月の上限16万円)を限度額として定額補助できるものとする。~~

~~(14) 事業内容欄の1の(9)については、1市町村当たり350万円以内を限度額として定額補助できるものとする。~~

~~(15) 事業内容欄の1の(10)については、1施設当たりの限度額として実施要領(別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄に掲げるとおり定額補助とすることができるものとする。~~

|               |  |   |  |             |
|---------------|--|---|--|-------------|
| スマート捕獲等普及加速事業 | <p><b>1 ICTフル活用型</b></p> <p><b>2 加害個体重点捕獲型</b></p> | <p>事業費（国対検挙業<br/>交付等要綱第4の2の(6)に基づいて行う<br/>事業に要する経費</p> <p>(1) ICT機器のデータを活用した被害防<br/>止策の実施<br/>(2) ICT機器のデータを活用した被害防<br/>止策の普及活動</p> | <p>定額<br/>ただし、<b>1 ICTフル活用型</b>にあつては<br/><b>1 事業実施主体あたり、1,200万円、2 加害<br/>個体重点捕獲型</b>にあつては、<b>1 事業実施<br/>主体あたり 600万円以内を限度額として補助<br/>できるものとする。</b></p> | 区分の新設 中止又廃止 |
|---------------|--|---|--|-------------|

別表第2（第3条関係）（上限単価（消費税を除く。））（略）

|   |
|---|
| <p>1 被害防止活動推進<br/>(1) (略)<br/>(注1)～(注2) (略)<br/>(2)～(3) (略)<br/>2～5 (略)<br/>6 鳥獣被害対策実施隊体制強化（②新規猟銃取得支援）<br/>(1)～(2) (略)<br/><b>(削る。)</b></p> |
|---|

別表第3（第3条関係）（上限単価（消費税を除く。））

|  |                           |  |                         |
|--|---------------------------|--|-------------------------|
| 1 鳥獣被害防止施設   |                           |  |                         |
| ① (略)  |                           |  |                         |
|  |                           | 上限単価 (円/m)<br>(直営施工で資材費のみ<br>の定額補助の場合) | 上限単価 (円/m)<br>(左記以外の場合) |
| 獣種共通   | 電気柵（1段当たり）                | 148                                    | 391                     |
|  | 電気柵シート<br>(地際補強)          | 254                                    | 673                     |
|  | <b>鉄鋼スラグ舗装<br/>(地際補強)</b> | <b>210</b>                             | <b>802</b>              |
|  | ネット柵                      | 1,090                                  | 2,600                   |
|  | <b>高耐摩耗性樹脂ネット柵</b>        | <b>3,737</b>                           | <b>9,340</b>            |
| ② (略)  |                           |  |                         |
| ③ (略)  |                           |  |                         |
| ④ (略)  |                           |  |                         |
| (注1)<br>(略)  |                           |  |                         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>電気柵については、<b>(削る。)</b> 凹凸部及び傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。</li> <li>電気柵シート（地際補強）は、電気柵の新規整備と一体的に整備する場合に限り、上限単価の範囲内で<b>整備</b>できるものとする。</li> <li><b>鉄鋼スラグ舗装（地際補強）は、通電性を有するものとし、幅1m以内とする。</b></li> <li><b>鉄鋼スラグ舗装（地際補強）は、電気柵の新規整備と一体的に整備する場合に限り、上限単価の範囲内で整備できるものとする。</b></li> <li>ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。</li> <li><b>高耐摩耗性樹脂ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するために熱硬化ポリエステルを用いたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。</b></li> <li>ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ5mm以上とし、防錆仕様（亜鉛めっき等。素材前処理及び後処理によらず、めっき処理については、JIS規格に準拠。）とする。</li> <li>金網柵については、金網の径をφ2mm以上とし、防錆仕様（亜鉛めっき等。素材前処理及び後処理によらず、めっき処理については、JIS規格に準拠。）とする。</li> </ul> |                           |  |                         |
| (注2)～(注4) (略)  |                           |  |                         |

|               |                                       |   |   |             |
|---------------|---------------------------------------|---|---|-------------|
| スマート捕獲等普及加速事業 | <p><b>(新設)</b></p> <p><b>(新設)</b></p> | <p>事業費（国対検挙業<br/>交付等要綱第4の2の(6)に基づいて行う<br/>事業に要する経費</p> <p>(1) ICT機器のデータを活用した被害防<br/>止策の実施<br/>(2) ICT機器のデータを活用した被害防<br/>止策の普及活動</p> | <p>定額<br/>ただし、<b>1 市町村あたり1200万円以内を限度額として定額補助できるものとする。</b></p> | 区分の新設 中止又廃止 |
|---------------|---------------------------------------|---|---|-------------|

別表第2（第3条関係）（上限単価（消費税を除く。））（略）

|   |
|---|
| <p>1 被害防止活動推進<br/>(1) (略)<br/>(注1)～(注2) (略)<br/>(2)～(3) (略)<br/>2～5 (略)<br/>6 鳥獣被害対策実施隊体制強化（②新規猟銃取得支援）<br/>(1)～(2) (略)<br/><b>(3) 猟銃を新規取得した実施隊員の要件</b><br/><b>猟銃を新規取得した実施隊員は、次の要件を全て満たすものとする。</b><br/><b>ア 猟銃を購入した日から5年以内に実施隊員として、猟銃による有害捕獲に取り組むこと。</b><br/><b>イ 猟銃を購入した日から5年以内に猟銃の所有権を放棄しないこと。</b></p> |
|---|

別表第3（第3条関係）（上限単価（消費税を除く。））

|   |                  |  |                         |
|---|------------------|--|-------------------------|
| 1 鳥獣被害防止施設  |                  |  |                         |
| ①   |                  |  |                         |
|   |                  | 上限単価 (円/m)<br>(直営施工で資材費のみ<br>の定額補助の場合) | 上限単価 (円/m)<br>(左記以外の場合) |
| 獣種共通  | 電気柵（1段当たり）       | 148                                    | 391                     |
|   | 電気柵シート<br>(地際補強) | 254                                    | 673                     |
|   | ネット柵             | 1,090                                  | 2,600                   |
| ② (略)   |                  |  |                         |
| ③ (略)   |                  |  |                         |
| ④ (略)   |                  |  |                         |
| (注1)<br>(略)   |                  |  |                         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>電気柵については、<b>支柱間隔を4m以下とし、</b>凹凸部及び傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。</li> <li>電気柵シート（地際補強）は、電気柵の新規整備と一体的に整備する場合に限り、上限単価の範囲内で<b>加算</b>できるものとする。</li> <li><b>(新設)</b></li> <li><b>(新設)</b></li> <li>ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。</li> <li><b>(新設)</b></li> </ul> |                  |  |                         |

(注5) 既設柵の地際補強については、くぐり抜け防止の機能を有する構造とし、既設柵が本交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官通知）及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官通知）に基づく事業により令和2年度以前に整備されたものに限る。  
なお、同じ箇所への複数回の支援は不可とする。

- ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ5mm以上とし、防錆仕様（亜鉛めっき等。素材前処理及び後処理によらず、めっき処理については、JIS規格に準拠。）とする。
- ・金網柵については、金網の径をφ2mm以上とし、防錆仕様（亜鉛めっき等。素材前処理及び後処理によらず、めっき処理については、JIS規格に準拠。）とする。

(注2)～(注4) (略)

(注5) 既設柵の地際補強については、くぐり抜け防止の機能を有する構造とし、既設柵が本交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官通知）及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官通知）に基づく事業により令和2年度以前に整備され、かつ残耐用年数が5年以上あるものに限る。

なお、令和7年度までの支援とし、同じ箇所への複数回の支援は不可とする。